(議題2)撤去工事等について

- ・ 平成 24 年度の工事の報告……別紙
- ・平成25年度の工事の概要……別紙
- ・水位低下に係る運用について
- ・関連工事の実施について

下記のページに掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(坂本、中津道)を背景図として使用したものである。

【掲載ページ】14

・水位低下に係る運用について(案)

〇 荒瀬ダム水位低下に係る運用要領 (案)

(目的)

第1条 この要領は、荒瀬ダム等、藤本発電所取水関連施設の除却のために設置 する水位低下装置に関して、具体的な操作方法等その他必要な事項を定め るものとする。

(水位低下装置の使用目的)

- 第2条 水位低下装置から放流する目的は、次のとおりである。
 - (1) 本体撤去開始前に、土砂の流出状況や濁度の変化を見ながら貯水位を 徐々に低下させる。
 - (2) 本体撤去工事中に、転流工として使用する。
 - (3) 洪水を利用して自然排砂を行い、土砂の流出状況を確認する。

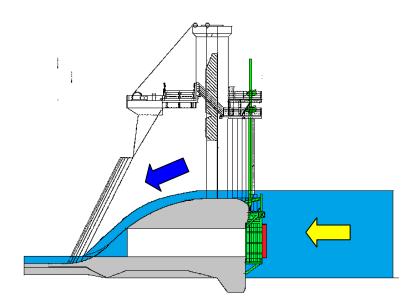
(水位低下装置の操作方法)

- 第3条 水位低下装置の操作は、次のとおり実施するものとする。
 - (1) ゲート操作は1日1回を原則とし、水位低下速度が平均的に1日0.7 mとなるように調整する。
 - (2) 流量に応じた水位に低下(以下「水位低下完了」という。)した場合、 速やかにゲートを全開にするものとする。
 - (3) 下流の水位に急激な変動を生じないよう操作を行うものとする。ただし、流量が急激に増加しているときは、当該流量の増加率の範囲内において、放流することができるものとする。
 - (4) ゲートが一旦全開になった場合は、その状態を維持するものとする。

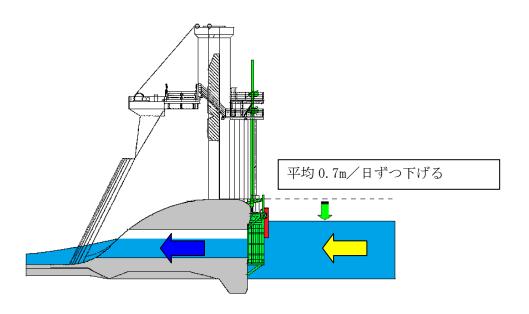
(水位低下の開始)

第4条 水位低下は、平成25年6月10日正午から開始するものとする。ただし、それ以前に1000m3/sを超える流量が予想される場合には、速やかに関係機関と協議し、前条の規定に基づきゲート操作を行うものとする

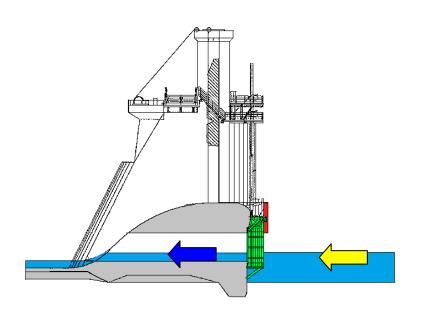
水位低下前



水位低下中



水位低下後



・関連工事の実施について

平成25年度 関連工事実施箇所

